

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人榎林整形外科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市籠町9番29号

- (3) 設立認可年月日 平成 4 年 3 月 23 日

- (4) 設立登記年月日 平成 4 年 4 月 6 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	榎林 葉子	
理 事	榎林 好隆	
同	榎林 葉子	
同	榎林 孝子	
監 事	榎林 弘子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	榎林整形外科医院	長崎県長崎市船大工町5番32号	一般病床 8床 (休床中)

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年6月10日 令和5年度営業報告の件
令和5年度決算承認の件

法人名 医療法人 檜林整形外科医院

所在地 長崎市船大工町 5 番 3 2 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和6年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	26,285	I 流 動 負 債	19,149
II 固 定 資 産	41,989	II 固 定 負 債	1,598
1 有 形 固 定 資 産	39,343	負 債 合 計	20,747
2 無 形 固 定 資 産	614	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	2,032	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	37,527
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	47,527
資 産 合 計	68,274	負債・純資産合計	68,274

様式 4 - 2

法人名 医療法人 檜林整形外科医院

所在地 長崎市船大工町 5 番 3 2 号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	91,700
2 事業費用	88,883
本来業務事業利益	2,817
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	2,817
II 事業外収益	655
III 事業外費用	32
経常利益	3,440
IV 特別利益	0
V 特別損失	415
税引前当期純利益	3,025
法人税等	479
当期純利益	2,546

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 檜林整形外科医院
所在地 長崎市船大工町 5 番 3 2 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和6年4月30日現在)

1. 資 産 額	68,274 千円
2. 負 債 額	20,747 千円
3. 純 資 産 額	47,527 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,285
B 固 定 資 産	41,989
C 資 産 合 計 (A + B)	68,274
D 負 債 合 計	20,747
E 純 資 産 (C - D)	47,527

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 檜林整形外科医院

理事長 米倉 葉子 殿

私は、医療法人檜林整形外科医院の令和5年度第33期（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月 10日

医療法人 檜林整形外科医院

監事 檜林 弘